

総合事業等 重要事項説明書別紙 1（料金表）

令和6年6月1日

市町村が定める基準により算定した費用の額（下表の1割が利用負担額）となります。

		(単位数)	利用料	
			10割	1割負担
訪問型サービスA	所要時間20分～45分の生活支援	179	¥1,790	¥179
	所要時間45分以上の生活支援	220	¥2,200	¥220
訪問介護相当サービス	所要時間60分未満の身体介助	287	¥2,870	¥287

※夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合 上記単位数の25％増し
※深夜（22:00～6:00）の場合 上記単位数の50％増し
※訪問介護員2名派遣の場合 上記単位数 × 200/100

【その他加算・減算】

		(単位数)	利用料	
			10割	1割負担
初回加算	初回訪問のみ1回	200	¥2,000	¥200
	1月につき（利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定） ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数			
	1月につき（利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定） ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数			
	加算区分	処遇改善加算の単位数		利用料
介護職員処遇改善加算	加算（Ⅰ）	介護報酬総単位数 ×	（※1単位未満の端数は四捨五入）	左の単位数 × 1単位の単価

【その他減算】

※同一の建物若しくは隣接する敷地内の建物に対する減算
事業所が別に厚生労働大臣の定める施設基準に該当し、事業所と同一の建物または隣接する敷地内の建物の住宅等に居住する一定ご利用者にサービスを行った場合には、所定単位数の90％または85％に相当する料金をお支払いいただきます。
なお、当該減算の対象となったご利用者における区分支給限度基準額の算定は、減算を適用する前の単位数で算定します。

【その他料金】

キャンセル料	前日までにご連絡を頂けた場合；無料 当日までご連絡がなかった場合；2,440円
実施地域外におけるサービス提供時の交通費	交通費の実費を頂きます。車を使用した場合は1 k m当たり180円を頂きます。

※介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、計画の見直しを行ないます。

※利用者の体調等の理由で介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

※サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用や通院介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費は別途ご負担頂きます。

【ご利用料金等の請求及び支払い方法】

ご利用料金その他の費用の請求方法等	利用料ご利用者負担額及びその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までにご利用者あてにお届け（郵送）します。
口座引き落とし	ご利用者は、当月の利用料金を、サービスを利用した月の翌々月4日（祝休日の場合は次の月曜日）に、指定口座より引き落としします。下記の方法にてお支払いください。 ①ご利用者指定口座からの自動振替（リコーリース株式会社の振替依頼書にご記入ください。）
現金払い	現金払いの場合は、サービスを利用した月の翌月の28日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

※お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しいたしますので、必ず保管されますようお願いします。
（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

【その他サービス】

事業所が提供する自費介護サービスの内容・利用回数・利用料については、別紙の自費介護サービス票に記載します。

自費介護サービス票

（料金プラン）	30分	1,500円（税込み）
（キャンセル料）	前日午後6時まで	無料
	上記以降	1,500円
（交通費）	柏崎市・刈羽郡	無料
	上記以外の地域	1キロ180円